

令和3年4月1日

## 押印の見直しに伴う広告事業における提出書類の変更等について

福岡市財政局財産活用課

日頃より、本市広告事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本市では申請の際の負担を軽減するとともに、今後進めていく手続きのオンライン化を推進しやすい環境を作るため、申請書等への押印の義務づけについて見直しを進めているところです。

広告事業における提出書類等につきましても、福岡市広告事業実施要領等を改正し、令和3年4月1日以降、下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

### 1 押印・署名の見直し

#### (1) 申込

- ・申込書や税滞納・暴力団排除に関する調査同意書 ⇒ 押印廃止

#### (2) 契約

- ・承諾書 ⇒ 押印廃止
- ・契約書・協定書 → 押印継続

#### (3) 広告内容承認

- ・広告掲載承認願（宣誓書）兼検査調書（様式1-1）・広告掲載承認願（宣誓書）兼検査調書（様式1-2）⇒ 押印廃止

※内容についても一部修正しておりますのでご確認ください。

- ・広告掲載資格に係る宣誓書（様式1-3）⇒ 様式の廃止

【重要】これまで、広告代理店は広告主の「宣誓書」（様式1-3）を添付のうえ、市へ「承認願」（様式1-2）を提出することとしておりましたが、今後は、「宣誓書」（様式1-3）の提出の必要はございません。

### 2 本人確認のお願い

- ・書類提出にあたっては、押印に代わる本人確認をさせていただきますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

例) 提出書類をメールで送付する際に、法人の印鑑証明書等の本人確認書類を写真で撮った画像データ（スキャンは不可）を添付する。

- ・具体的な方法については、担当部署等の指示等に従ってください。

【本件に関する問い合わせ】  
財政局財産有効活用部財産活用課  
TEL: 711-4532